

差額課税申告に係る申告期限の特例承認申請書の記載要領

- 1 この申請書は、酒類の主たる積込み場所の所在地を管轄する税務署に提出してください。
- 2 「酒類販売場」欄は、申告書を作成し酒税帳簿等を保管する販売場を記載してください。
- 3 「申請の日の属する月の前月の末日以前6か月内の申告書提出回数及び積込み数量」欄は、期間中の全ての積込み実績を合計して記載してください。

「提出回数」欄については、次の①又は②の回数を記載してください。

- ① 承認申請をした月の前6か月間の申告書提出回数の実数
- ② 販売業免許を受けてから6か月未満の場合、次の計算式により算出した回数

実際に提出した回数 ÷ 免許取得月から承認申請月の前月までの月数 × 6 = 提出回数

(例) 4月1日に販売業免許を取得し、その後申告書を4回提出、6月に承認申請書を提出した場合

4回 ÷ 2月 × 6 = 12回

(注)「提出回数」が12回未満となった場合は申請できませんので注意してください。